正倉院の繊維製品と調庸関係銘文

――松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂　後編

杉本一樹

三　第三編　調庸関係銘文　補訂（続）

本節では、『正倉院紀要』第四〇号に掲載した**前編**に続き、松嶋順正著『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂版の**後編**を提示し、若干の所見を加える。対象品目は、平織物の絁、紋織物の綾、そして繭から取れる綿（キヌワタ）である。比較的高級な紋織物の綾は、僅か一例に過ぎず、直接文字を書けない綿は、別紙に所定の内容を記入して包みに添えたもの（調綿紙箋）が六例残るだけで、ほかはすべて調として納められた絁の遺例である。なお**前編**は、麻布に書かれた調庸関係銘文を対象として、同じ号に掲載された「正倉院宝物特別調査　麻調査報告」と関連を持たせたが、**後編**に収載した絁・綾・調綿紙箋は、特に関連づける論考等はない。ただし全体の体裁以下、基本的に**前編**にならっている。

すなわち品目の排列順は、原著№を基準に、追加分を適宜織り込むことにしたが、補訂と**前編**麻布分の抽出を行った結果、全体に順序の乱れが生じる結果となった（この欠を補うため調査対象の全体を総合表として付載）。また項目名は原著の記載を尊重し、訂正を加えた場合は、◎以下の注記のなかで触れた。釈文については、現時点での釈読結果を示し、原著との異同の示し方は一定していない。このほか注記には、縦横の寸法・銘文と国印の位置・織り耳・原著の図版番号等を記した。さらに正倉院の繊維に関する先行研究である布目順郎「正倉院の繊維類について」（『書陵部紀要』第二六号、昭和五〇年）に取り上げられた品目を、「布目絹№―」の略称で示した。

後編　絁・綾・綿紙箋の部

◆常陸国　【前編採録分あり】

一　黄絁袷幡鎮袋　（南倉一四四ノ一）

（袋底縁）常陸國筑［　　］□□黄絁壹端（ママ）＝

＝□（専カ）當國司□正七位上林連廣山
郡司副擬□領大初位上丈部直佐弥万呂　　天平寳字二年十月

◎調黄絁。絁二幅を並べて継ぎ、深さ方向に観音折り、さらに二つ折りとして、最終的には広い開口の袷の袋に仕立てる。このため銘文のある一幅の端は袋の内側底部に来る。両耳を存し幅五七・五cm。銘文の右が絁の端。国郡名にかけて朱方印「常陸國印」一顆。郡名の後の「筑」を加え、国郡司割書の釈読を改めた。『正倉院年報』第八号年次報告参照。幡鎮袋の銘文は《第二編二二〇》。原著図版95。布目絹№66・67。

二　緋絁断片　（帖装六九九）

（1）□(常)陸國筑波郡□
（2）□戸主□

◎細片化した絁。帖装は古裂帖ともいい、古裂整理の方式の一つ。裂片を貼った台紙を帳冊としてまとめる。（1）の「筑波」までを左・下辺とする国印の左下隅の印影が認められる。『正倉院紀要』第一九号年次報告参照。（2）の釈読は困難。姑く原著に従ってここに置く。

◆上野国　【前編採録分あり】

二七　黄絁　緋絁黄絁合縫　（南倉一四八ノ六〇）（函装一二）

上野國新田郡淡甘郷戸主矢田部根麻呂調黄壹(ママ)匹長六丈廣二尺九寸　天平勝寶四年十月＝
＝主當國司正六位上行介阿倍朝臣息道
郡司擬少領无位他田部君足人

◎緋絁・黄絁各五幅を継いで表裏に縫い合わせた大型の幕状製品。調銘は端列に位置する黄絁の片端（製品全体から見れば一隅）にある。表にあらわれた幅で五〇cm。銘文の左が絁の端。国郡名（「上野國新」）、輸貢記載の尾端（「壹匹」から割書の最後まで）、国郡司（「主當」から割書の初め）の計三箇所に、朱方印「上野國印」三顆（やや右に偏心）。中央部には「東大寺」「寺院」の墨書がある《未収》。原著図版119。布目絹№70・71。

◆武蔵国　【前編採録分あり】

五三　赤絁断片　（帖装三八八）

（武蔵国埼玉）
□郡笠原郷戸主宅□(部)□□□調絁壹□

◎細片化した絁。二片は中間欠をはさんで接合。天辺は織り耳。国郡名に朱方印「武蔵國印」一顆。右に偏心しているので銘文の左が絁の端と推定される。『正倉院紀要』第一九号年次報告参照。原著図版139。布目絹№86・87。

追加三五　緑絁紅絁袷覆残欠　第六号其二　（南倉一四五ノ六）

（赤絁紐墨書）
□(国司)□史生従八位□(下佐味)□朝臣□(比)奈麻呂

◎緑絁・紅絁各七幅以上を継いで表裏に縫い合わせた大型の覆状の製品。使用時に固定するための赤絁紐をそなえ、ここに調銘が残る。両耳を存し幅五六cm。銘文は右方の一部（割書右行の国司名）が見えるのみであるが、墨書

と国印の位置関係からみて銘文の左が絁の端。現在見えている紐の幅五㎝ほどの続きは、裏に畳み込んで縫い閉じられ、左右の状況不明。天から約六㎝下がりの位置（墨書よりかなり上方）に朱方印「武蔵國印」一顆（右に偏心）。『正倉院年報』第九号年次報告、毎日新聞社『正倉院宝物』8南倉Ⅱ参照。この袷覆残欠は本体に「四継目廿一条」「一継目廿一条」の墨書《**未収**》、別の紐に別の調庸関係墨書（**国名未詳　追加五〇**）あり。

◆ 越中国

六六　紙箋　（中倉一四　東南院三櫃三一巻）

越中國射水郡川口郷戸主中臣部照麻呂戸調白牒綿一屯　天平勝寶六年十月廿一日

◎調綿の紙箋。朱方印「越中國印」二顆。原著図版150。

六七　紙箋　（帖装五二三）

越中國射水郡布西郷□千嶋戸調白綿壹牒　天平勝寶六年□

◎調綿の紙箋。「布」は「大」に重ね書。朱方印「越中國印」二顆。原著図版151。

六八　紙箋　（中倉二〇　続々修四六帙七巻）

越中國射水郡寒江郷戸主三宅黒人戸牒
天平勝寶四年十月十八日

◎調綿の紙箋。朱方印「越中國印」二顆。原著図版152。

六九　紙箋断片　（中倉二〇　続々修四六帙七巻）

越中國射水郡三嶋郷戸主射水臣□

◎調綿の紙箋断片。朱方印「越中國印」一顆。原著図版153。

七〇　紙箋断片　（帖装五二三）

（越中）□國射水郡□〔布カ〕□

◎調綿の紙箋断片。原著では「郡」の次を木偏の文字と見て、「櫛田（郷）」の可能性を指摘するが、**六七**と同じく「大」に重ね書した「布」の残画の可能性がある。朱方印「越中國印」一顆。

七一　紙箋断片　（軸装七九）

（越中国某郡某郷）□戸主建部天生戸輸調白□
□十月十八日

◎調綿の紙箋断片。朱方印「越中國印」二顆。『正倉院紀要』第二〇号　杉

本報告（のち杉本『日本古代文書の研究』に再録）参照。原著図版154。

七二　林邑楽用物心絁　（南倉一二八）

越中國鳳至郡大屋郷舟木秋麻呂調狭絁壹疋長六丈廣一尺九寸＝
＝天平勝寶五年十月主當國司正七位上行掾阿倍朝臣継人
主當郡司大領外正八位下能登臣智麻呂

◎南倉一二八林邑楽用物は、『正倉院御物目録』（正倉院宝物の目録。明治四一年（一九〇八）宮内省宝器主管から奈良帝室博物館に引継）では「林邑楽用物弐裹 状似舞筵縁邊之具、有承和四年三月十二日注文、林〇〇三綱所卅四布等字可見」と一番号を立てる宝物である。昭和二五年には南倉二〇三号櫃の納物として仮調書が作成され、その時点では三裹にまとめられていた。松嶋氏の紹介はこの旧調書とほぼ同内容である。現在も未整理で、毎日新聞社『正倉院宝物』8南倉Ⅱに未収録。旧調書の復原では、縦二・二メートル、横一七メートルの横長大型の製品で、材料に夾纈羅・夾纈絁などを使用した装飾性のある水引幕のようなものを想定している。**七二**は製品の四周を巡る幅約二四cmの縁に用いた赤絁の銘文。生絹風の風合いをもつ。裂地を必要な幅に合わせて、最初に二つ折りにし、余分は内に折り込むやり方で絁一幅（推定五六cm）をそのまま使用し、両耳を存すると見られる。銘文は天辺から約六・五cm下がりで書き出し、小ぶりの文字が上下二ブロックに比較的密にまとまる。銘文の左が裂の端。輸貢記載の尾部、国郡司名割書に、朱方印「越中國印」二顆（右に偏心）。国郡郷名には見えない。『正倉院紀要』第四一号年次報告参照。林邑楽用物の銘文として松嶋原著に採られた**七二**・**一〇七**・**一〇八**は、すべて製品の芯裂・裏裂の絁に書かれたものである。

◆越前国

追加三六　半臂残欠臈纈絁襴

（南倉一八五　一三〇号櫃　雑三六号其二）

（絁襴墨書）越前國足羽郡川合郷戸主大伴大人絁壹匹　天平十五年┌

◎調絁を用いた襴。半臂の裾飾りで、本体は別に伝存する。天辺は織り耳、地辺切断。製品の幅四〇・三cm。銘文の左に絁の端。国印見えず。この銘文は松嶋氏が私家版の正誤表で追補していた。『正倉院年報』第三号年次報告参照。

◆甲斐国

七三　白絁金青袋　（北倉一四一）

甲斐國山梨郡可美里日下部□（調カ）□絁一匹　　和銅七年十月

◎一枚の絁を四つ折りにし、底と一方の脇を縫い閉じた袷の袋。両耳を存し幅約六三cm。銘文の左に絁の端。輸貢記載の尾端および年月に、朱方印「甲斐國印」二顆。銘文に左揃えで右に偏心。金青袋の銘文は《第二編**三四**》。『正倉院紀要』第三四号年次報告参照。原著図版155。布目絹No.56・57。

七四　太孤児面袋白絁裏　（南倉五ノ一三）

（甲斐）□國巨麻郡青猪郷物部高嶋調絁壹匹長六丈闊一尺九寸　□正八位□□連恵文

◎表裂に麻布、裏裂に絁を用い、綿入れとした伎楽面袋。両脇を縫い閉じて作り、口縁部の内側に調絁の銘がある。製品の幅五三cm。絁の損傷が進み詳細不明。銘文の左に絁の端。国郡郷名および輸貢記載の尾端に、朱方印「甲斐國印」二顆（右に偏心）。郷名「猪」は「潴（ヌマ）」の省画か（原著は「沼」）。下方の人名は割書左行。面袋の銘文は《第一編**四九**》で、天平勝宝四年の東大寺大仏開眼会所用面。「基永師」の注記がある。原著図版156。布目絹No.64・65。

追加三七　幡類残欠　第一二九号櫃第一六三号　（南倉一八五）

（墨書なし）

◎夾纈絁大幡の坪界（現第一・二坪間）地裂の白絁。朱方印「甲斐國印」一顆（右半のみ）が残る。

◆伊豆国【前編採録分あり】

八四　緋絁帳緋絁紐　（南倉一四八ノ三五其一）

伊豆國田方郡依馬郷委文連大川調緋狭絁壹匹長六丈闊一尺九寸＝天平勝寶七歳十月主當國司史生正八位下道祖戸酒人郡司主帳外従八位下矢作部上麻呂

◎褥裏裂と思われる緋絁に取り付けた紐。緋狭絁を二つ折りで作り（紐幅二cm）、本体と同裂と見られる。調絁の織り幅を紐の長さ方向に用い、現在五二cm存。両耳とも確認できない。銘文は紐の付け根と反対側が天で、天辺からは少し下がって書き出す。絁の端が左右いずれかは決しがたい。朱印の痕跡なし（蛍光X線分析でも検出されず）。『正倉院紀要』第二〇号、第四一号の各年次報告参照。原著図版163。布目絹No.96・97。

◆遠江国

八八　黄絁　（南倉一四八ノ三六）

遠江國敷智郡竹田郷戸主刑部真須弥調黄絁六丈　天平十五年十月

（他端）遠江國敷智郡竹田郷戸主刑部真須弥調黄絁六丈　天平十五年十月

◎一匹完存の調黄絁。長さ一七八三cmは規定通りの六丈に合致する。両耳を存し幅五六cm。刈安で染め、重さ六六二グラム。現状を中表に巻いた状態と見なせば、両端の墨書は全く同文で、端裏・奥裏に相当する位置に書かれている。初めの銘文（原著の首端）の左、他端（原著の尾端）の銘文の右に絁の端が来る。書き出しは天から七cmないし一〇cm下がり、端までのアキも四cm内外とり、ゆったり書かれている印象をうける。両端とも国郡名に朱方印「遠江國印」一顆。『正倉院紀要』第三一号年次報告参照。原著図版165。布目絹No.60・61。

八九　白絁断片　（軸装九三）

遠江國山名□（郡）

◎帯様の製品（長さ二八・八cm）の断片。天辺は織り耳に近く、下辺は切断。幅九cm存。書き出しは天から六・五cmほど下がり、国郡名以下に朱方印「遠江國印」一顆（銘文に右上隅揃えで左に偏心）。布目絹№88・89。

九〇　臈纈絁　（南倉一八五第一二九号櫃道場幡一四号幡脚）

（遠江国城）□飼郡狭（東郷）□

◎聖武天皇御一周忌所用の錦道場幡の脚に使用された紫臈纈絁。銘文の一部が表面に見えるのみで、裂地の詳しい情報は不明。

◆参河国

一一二　白絁幞残欠　第一一号　（南倉一四六ノ一一）

(1)（其2四幅のうち一段目）□□田郷水取部得麻呂調絁壹匹六丈（八カ）　天平十四年九月廿日＝

＝主當國司目従七位下葛井連立足
郡司少領外従七位下□□

(2)（其2四幅のうち二段目）参河國賓飫郡赤孫郷戸主他田兄國調絁壹匹六丈　天平十四年九月廿日＝

＝主當國司（目カ）□従七位下葛井連□
郡司少領外従七位下□□

(3)（其3B四幅のうち三段目）参河國□□□郷戸主神人部時人調絁壹匹六丈　天平十六年九月廿日＝

＝主當國司目従七位上六人部連倉人
郡司少領従八位下依網連□主

◎四幅（以上）の絁を継いだ大型の帳。整理の際、製品の断片を大きく其1～其3の三群に分けており、銘文は其2・其3にある。其2の主体部は四幅の絁で（四幅目は僅存）、製品の現存寸法は縦一六六cm、横四一一cm。三幅のうち、別裂との綴じ合わせの痕がなく製品の端と見られる側から一段目、二段目と算えた場合、一段目の端に**(1)**、同じ並びの二段目の端に**(2)**が来る。また、其3のうちのB片の三段目に**(3)**が来る。脆弱かつ破損が進行した大型染織品に記された墨書で、全体に残りが悪く、既出の情報がいささか錯綜しているので、あらためて時系列に沿ってこれまでの経緯を述べる。

まず松嶋原著（一九七八年刊行）で、昭和二五年（一九五〇年）調書に基づき**(1)**全体と**(2)**の国郡司名とが紹介された。同書では銘文の位置を示すため**(1)**に「（一端）」、**(2)**に「（他端）」の注記を加えるが、この注記は同裂の両端のように誤解されるおそれがあり訂正を要する。次いで昭和五九年から六〇年（一九八四―五年）にかけて、白絁幞残欠第一一号（其1～其3）は修理をともなう展開整理が行われた。この際に調書が作成され、その要点は『正倉院年報』第八、九号に分載された。**(2)**の上半、**(3)**はここで新たに紹介されたが、元の調書で釈読に検討の余地を残す箇所は『年報』掲出を見合わせている。その後、毎日新聞社『正倉院宝物』8南倉Ⅱの出版（一九九六年）に際して、**(1)**～**(3)**全体を、元の調書の釈読をほぼ全面的に踏襲し、**(2)**を美濃国不破郡と推定して掲出している。

今回、現物の確認を含めた釈文の再検討を行ない、(1)～(3)を参河国調絁とする新たな案を提示した。(1)の郷名は、絁の上端に残る筆画が左払い風の筆勢を見せることから「八」を一案として示した。推測を進めれば「幡豆郡八田郷」の可能性に至る。国司目葛井立足は、これまで「家足」と読まれていたが、天平十年四月（推定）の「上階官人歴名」（『大日本古文書』二四ノ七五頁）に参河目として見える「葛井立足」と同人であろう。(2)の郷名は筆画の配置から絞り込んだ。(3)も参河と読め、(1)(2)と異なる年代ながら、同じ九月二十日の日付を記すことをはじめ、銘文記載様式の類似が認められる。年代差のある同じ国の素材が同一製品に仕立てられていることの意味はあらためて検討する必要がある。(1)～(3)の裂地はすべて幅五六cmほど。(2)(3)は天から約六cm下がって書出し。銘文の左が絁の端でアキ四cm以上。朱印由来とおぼしき赤色の付着物が処々に認められるが、明瞭に印と認識できるものはない。

◆近江国

九一　黄綾断片（古屏風装五五ノ一）　（南倉一七九ノ七四）

近江國調小賽花綾壹匹无綾文　織蒲生郡東生郷田尻小東人

◎調黄綾の断片。平地綾文綾で八稜唐花文をあらわす。天地辺とも切断。縁を折返して縫う。幅二五・七cm存。銘文は現状の天地のほぼ中央の高さに書く。銘文の左が綾の端か（アキ2cm）。印見えず。原著図版166。布目絹No.43。

◆紀伊国

九二　橡絁残欠　（南倉一八五第一二六号櫃雑二四号）

（紀伊国名草郡）〔郷〕□□□戸主榎本連真坂調橡絁壹匹長六丈＝
＝天平勝寶八歳十月主當郡司擬少領少初位上榎本連千嶋
主當國司掾正六位上安宿戸造人足

◎褐紫色絁を四幅、さらに方向を変えて二幅継いだ大型の単（ひとえ）の製品。一隅に銘文が残る。天辺は破れ、地辺は織り耳で、幅四〇cm存。銘文は上方を欠き、その右が絁の端。印は確認できず。原著注記に「続日本紀に天平神護元年十月紀伊行幸に際し前名草郡少領榎本連千嶋稲二千束を献ずとある」。『正倉院紀要』第二〇号年次報告参照。原著図版167。布目絹No.76・77。

◆丹後国

九三　赤絁　碧絁赤絁合縫　（函装二〇）（中倉二〇二　八六号櫃）

丹後國竹野郡鳥取郷深田里戸車部鯨調□〔染カ〕絁壹匹長六丈　天平十一年十月

◎碧絁・赤絁を合わせ縫いした製品で、断片化して部品単位で整理され全容は不明ながら幔帳の類かと考えられている。状態が悪く、銘文と地裂の関係情報はわかりにくい。また裂の模造品製作に際して、復元した国印を二顆捺したが、原品では確認できなかった。なお原著で別筆として掲出する文字は、近い位置に重なった別裂の銘文であり、**追加四九**として独立させた。『正

倉院紀要』第一九号年次報告参照。原著図版168。布目絹No.74・75。

◆但馬国

一〇四　緑地臈纈絁断片　（古屏風六二ノ一　其五）

天平廿年十月専當國司史生□

◎天蓋の周囲にめぐらした垂飾に使用された緑地臈纈絁。文様は霞襷鳥文。この一片は屏風装として貼交整理されている。銘文の「年」を天に朱方印「但馬國印」一顆（下方を切断）。やや右に偏心し、銘文の左が絁の端であろう。この種の絁に調の銘文が残る例は、以下に掲げる**追加三八**～**追加四〇**がある。古屏風装の号数を訂正した。

追加三八　方形天蓋残欠　第一六号　（南倉一八二）

（臈纈絁墨書）□□巨勢朝臣古麻呂

◎天蓋の周囲にめぐらした垂飾に使用された緑地臈纈絁。文様は霞襷鳥文。外郭地辺と見られる朱印影が残る。**一〇四**との間に四字ほどの欠をはさんで接続することが想定される。『正倉院年報』第五号年次報告参照。

追加三九　天蓋残欠　（南倉一八五　一二八号櫃　雑三六号）

□壹匹□丈

◎天蓋の周囲にめぐらした垂飾に使用した緑地臈纈絁。文様は霞襷鳥文。**一〇四**ほかの関連品がある。『書陵部紀要』第二八号正倉院年報で紹介。印は不明。

追加四〇　緑地臈纈絁断片　（帖装六九九）

□□郷戸主大生□

◎緑地臈纈絁の細片。印は不明。**一〇四**、**追加三八**、**追加三九**との関連が想定される。

追加四一　大幡残欠　第六号　（南倉一八四）

（幡身下堤芯裂絁墨書）□□(位)下高麗朝臣□□

◎聖武天皇御一周忌に使用した大幡の、幡身と幡脚とを区切る下堤の芯に使用された絁。銘文は錦の表裂の隙間から一部をうかがうのみで、地裂との関係情報は不明。国司名の一部と見られるが、左右に割書の対となる墨書は確認できない。朱方印「但馬國印」一顆。やや右に偏心し、銘文の左が絁の端であろう。『正倉院年報』第一八号尾形充彦「正倉院の大幡」および毎日新聞社『正倉院宝物』10南倉Ⅳ参照。

◆ 播磨国

九四　緋絁櫃覆町形帯　四条

（南倉一四七ノ九号其一、一〇号其四・其一八・其二七）

（1）（九号其一）播磨國飾磨郡巨智郷戸主己智田主調緋染狭絁┌

（2）（一〇号其四）└司介従五位上縣犬養宿┌　└司外従八位上大領播□〔磨カ〕┌

（3）（一〇号其一八）國司介従五位上縣犬養宿祢古万┌　郡司大領外従八位上播磨直廣┌

（4）（一〇号其二七）└□緋染狭調絁壹匹

◎布の芯を赤絁で包んだ町形帯（九号。帯幅六cm）および櫃覆の固定用の紐（一〇号。紐幅二・八cm）。**追加二二**の櫃覆町形帯と同じく聖武天皇御葬儀関係品で、同種の町形帯・紐は多数伝わり、麻布の芯や赤絁が大量に使用されている。表裂の絁は、調銘を内側に隠すように芯を包むもので、表側から左文字の墨書を観察した。いずれも印は見えず。国名の明らかな**（1）**以外も原著どおり播磨国調絁と見てよい。表側に書かれた製品に関わる銘記は《第一編**二七六・二七七**》。布目絹№78・79。

◆ 因幡国

追加四二　紫皮裁文珠玉飾刺繡羅帯残欠　（中倉九五）

└□〔依カ〕人調白絁長六丈

◎羅の地裂に刺繡を施し、珠玉・紫皮裁文で飾った帯。刺繡の下地には羅と絁を二枚重ねで用い、この絁の銘文が帯裏側から見える。『正倉院紀要』第二五号「正倉院宝物　刺繡調査報告」参照。絁の幅を帯の長さ方向に用いるが（幅四五cm存）、絁が断片化し、修理の手も加わって、当初の状態をうかがいがたい（本来は書記面を内側に仕立てていたものを、墨書のある断片だけ修理時に裏返して貼っている）。内面に朱方印「因播國印」二顆。

◆ 伯耆国

九五　白絁断片　（軸装二一七）

伯耆國會見郡安曇郷戸主間人安曇□調狭絁壹匹

◎断片化した絁。軸装は古裂整理の方式の一つ。裂片を貼った台紙を継いで巻軸に仕立てたもので、帖装より大型の裂片に適用される例が多い。軸装二一七号には、有文字裂四二片を類集する。**九五**は天地ともに破れ、幅一八cm存。銘文は現状の上端から四・三cm下がりで書き出す。国郡名、輸貢記載の尾端に朱方印「伯耆國印」二顆。右に偏心し、銘文の左が絁の端と推定される。『正倉院紀要』第一九号年次報告参照。原著図版169。布目絹№92・93。

◆阿波国

九六　黄絁白絁袷覆　（南倉一四五ノ七）

阿波國麻殖郡川嶋（郷脱カ）少椹里戸主忌部為麻呂戸調黄絁壹匹　天平四年十月

◎黄絁・白絁を合わせ縫いした製品。表裏とも一幅の絁を用いた細長い形状（縦二三八cm、横五四cm）で、四隅に黄絁の紐をそなえる。表の黄絁に銘文がある。両耳を存し幅は約五六cm。銘文の左が絁の端。書記面は本来袷の内側だが、裏裂の白絁が大破したため読める。国印見えず。『正倉院紀要』第二〇号年次報告参照。原著図版170。布目絹No.84・85。

◆讃岐国

九七　緑絁断片　（軸装二一七）

讃岐國三木郡池邊郷戸主□田□□□（麻呂カ）□□長六丈

◎不整な長方形の絁片。褐色を帯びている。天辺は織り耳近くを切断か。幅の約三分の二、三五・一cmを存す。銘文は現状の上端から約三cm下がって書き出す。銘文の左が絁の端で、斜めの破断面にかかって下方の文字は欠失。国印見えず。原著図版171（上半のみ）。

九八　茶絁断片　（軸装九三）

□（讃）岐國鵜□（足）郡小川郷戸主大伴首三成調絁壹匹長六丈廣一尺九寸

◎調絁の断片。天地ともに破れ、幅一九・五cm存。銘文は裂地の左右八・五cmのほぼ中央に書かれ、どちらに絁の端がくるか不明。国印見えず。原著図版172。布目絹No.90・91。

九九　白絁　（南倉一四八ノ三八）

讃岐國鵜足郡川津郷布師部宮麿調絁壹匹長六丈廣一尺九寸　天平十八年十月

◎調絁。一丈に満たない長さ（二四八cm）を残すのみだが、製品への加工痕は見えず、絁一匹の余り裂として残ったものか。両耳を存し幅五六cm。銘文の左が絁の端と推定される。輸貢者の姓について、原著では「河内部」と推定、『正倉院年報』第一八号年次報告で読みを「土師部」と改め、絁模造品製作時の復元銘文にもこれを採用しているが、今回別案を提示した。布師姓は正倉院文書で経師・画師の名にも見え、また本銘文を著録した「法隆寺聖武帝御几褥記」（『古代人名辞典』所引。原書未確認。明治以前の本品の情報に基づくか）も「布師部」としている。郡郷名、年月に朱方印「贊岐國印」二顆（右に偏心）。原著図版173。布目絹No.62・63。

一〇〇　醉胡従面袋白絁裏　（南倉五ノ九）

讃岐國鵜足郡二村郷吉志部呼鳥調絁壹匹長六丈廣一尺九寸＝
＝天平勝寶四年十月専當國司従七位下行目高志連倭麻呂

◎表裂に麻布、裏裂に絁を用い、綿入れとした伎楽面袋。**七四**と同種の品であるが、こちらは裂を横使いして底と片脇を縫い閉じて袋とする。片脇の裏裂外面に袋底を天として調絁の銘がある。両耳を存し幅五三㎝。銘文の左に絁の端。輸貢記載の尾端と国司名の終わりかけの位置に、朱方印「贊岐國印」二顆（右に偏心）。原著図版174。布目絹No.68・69。

一〇一　白絁　（山水図刺繍褥残欠裏）　（中倉九五ノ附）

讃岐國□〔香〕河郡□

□〔廣〕一尺九□〔寸〕

◎羅の地裂に刺繍で山水図をあらわした褥。羅の下地の表側と裏裂との両方に白絁が使われ、裏裂のほうに銘がある。製品全体が大破して断片の位置も当初のままではなく、地裂と文字との関係は不明。原著および毎日新聞社『正倉院宝物』5中倉Ⅱでは郡名注記「寒河」。『正倉院紀要』第二四号年次報告と実見に基づき訂正。また、国印は天地逆に貼られた裂に「印」の字画の一部が残るのみで、「贊岐國印」印影の全容は確認できない。なお、所属表記も訂正した。布目絹No.94・95。

一一三　白絁断片　（軸装二一七）（中倉二〇二　八九号櫃）

□□〔絁〕壹匹長六丈
廣□□九寸

◎断片化した絁。四周破断。現存銘文全体に朱方印「贊岐國印」一顆（右に偏心）。銘文の左が絁の端であろう。

追加四三　白絁帳　第三号其一　（南倉一四六ノ三ノ一）

（墨書なし）

◎白絁三幅を継いだ帳。中央の一幅の端、天地ほぼ中央に朱方印「贊岐國印」一顆の右方四分の一が残る。両耳を存し幅五七㎝。白絁帳第三号に所属する二条は、それぞれ同裂三枚を継ぎ、同形同大（二九六㎝／二八六㎝×一六七㎝）である。一匹六丈を分割して二条に仕立てた可能性があるが、他端に相当する銘文等は見つかっていない。『正倉院紀要』第二三号年次報告参照。

追加四四　白絁幞　第一〇号　（南倉一四六）

（墨書なし）

◎白絁三幅を継いだ幞。整理時の名称は異なるが、**追加四三**の帳と同種の製品（二九三㎝×一六四・五㎝）。端列の絁の片端に、天地を三分する高さで、朱方印「贊岐國印」二顆の右方四分の一が残る。両耳を存し幅約五六㎝。布目絹No.80・81。

◆伊予国

一〇二　白絁断片　（南倉一七九ノ七二）　（函装二　添付一片）

伊豫國越智郡石井郷戸主葛木部龍調絁六丈　　天平十八年九月

◎調絁。三尺余りの長さ（九〇・三cm）の裂地で地辺に縫い跡があり、製品の一部が残ったと見られる。両耳を存し幅五四・八cm。銘文の右が絁の端で、アキが一〇cmと広い。国郡郷名、年月に朱方印「伊豫國印」二顆（上の一顆は右に偏心）。朱印の色調は黒ずみ。『正倉院紀要』第一九号年次報告参照。原著図版175。

追加四五　白絁　一帖　（南倉一四八ノ四一）　（函装六ノ四其一ノ二）

（墨書なし）

◎白絁三幅を継いだ帳・幌の類。整理時の名称は異なるが、**追加四三・追加四四**と同種の製品（二八六cm×一六五cm）。端列の絁の片端、天地ほぼ中央に朱方印「伊豫國印」一顆の右半が残る。両耳を存し幅約五五cm。布目絹No.82・83。

◆土佐国

一〇三　緑絁（灌頂幡心裂）　（南倉一八四）　（函装一九）

土左国吾川郡桑原郷戸主日奉部夜恵調絁壹匹長六丈廣一尺九寸＝天平勝寶七歳十月主當国司史生大初位上田邊史租父郡司擬少領无位秦勝国方

◎聖武天皇御一周忌に使用した大幡の芯裂。緑絁一幅半を継ぎ、幡身三坪分に相当する部分が残る。銘文の残る一幅は、天辺を僅かに落とし、地辺は織り耳で幅五五cm存。銘文の左が絁の端。戸主名にかけて朱方印「土左國印」一顆。原著図版176。『正倉院紀要』第一九号、第四〇号の各年次報告参照。布目絹No.72・73。

◆国名未詳

【一〇四　緑地臈纈絁断片　→　**但馬国に移す】**

一〇五　羊木臈纈屏風　（北倉四四）

天平勝寶三年十月

◎天平勝宝八歳の献納屏風（国家珍宝帳所載）の一つ。画面に使用された絁に銘文がある。絁の長さ方向を縦長の画面に使い、銘文は最下部の山岳文のさらに下に位置する。絁の天地は切断され織り耳は失われる。幅五二・五cm

存。銘文の書き出しは天地のほぼ中央。銘文の左が絁の端。文字の周辺に右に偏心して捺された朱印の痕跡がある。なお、同時に献納された象木臈纈屏風の画面も同裂である。『正倉院紀要』第二九号年次報告参照。

一〇六　橡地臈纈絁袍　白絁裏、綿入　（南倉一二九ノ七）

□□加美里占部真人調絁一匹長六丈　□十月

◎表に臈纈絁、裏に白絁を用いた袷綿入の袍。右前身頃の下辺裏側に銘文がある。「加美里」の前の文字は「郡」または「郷」の可能性があるが決し難い。原著「戸主」を削除。年月記載部分は断片化して本体と直接しない。右前身頃は幅三六cm。この袍に製作以前の絁幅が残る部分はない。銘文の左が絁の端。印は見えず。

追加四六　雑楽赤地錦半臂残欠　第五号　（南倉一二五）

（裏地橡絁墨書）□（天平）□十八年十月

◎楽衣裳の半臂。衽の裏地に用いられた橡絁の銘文で、襴との縫い合わせの際に折り返した中に文字があり、今回は確認していない。毎日新聞社『正倉院宝物』8南倉Ⅱは調書によって掲出。半臂の銘記は《第二編**一六七**》。

一〇七　夾纈絁　林邑楽用物　（南倉一二八）

□□正六位下縣犬養宿祢子老
□□无位大私部豊□

◎未整理の大型染織品（**七二**参照）の断片。状態が不安定なので、今回は旧調書（昭和二五年）を参照しつつ原著に従って掲出した。

一〇八　夾纈絁　林邑楽用物　（南倉一二八）

□□掾正六位下縣□子老
□□大領外正八位上神人□

◎未整理の大型染織品（**七二**参照）の断片。状態が不安定なので、今回は旧調書（昭和二五年）を参照しつつ原著に従って掲出した。

追加四七　黄絹帯　其三　（南倉一四七　帯緒類二八号ノ三）

□掾正六位下土師宿祢犬養
□主帳外正八位下川内君忍男

◎黄絁を二つ折りとした帯（長さ三五四cm、幅約六cm）。絁をおよそ四分の一幅に裁ち、天辺切り放し、地辺は織り耳で幅一四・四cm存。銘文の左が絁の端。印は見えず。『正倉院年報』第二号年次報告で紹介。土師宿祢犬養は、天平宝字元年四月に正六位上から外従五位下への昇叙記事があり（『続日本紀』）、この時期の成選年限を四年とみると、一階下の正六位下であった時期として天平勝宝年間前半の年代が想定される。

追加四八　花鬘緒　（南倉一四七　帯緒類七号ノ旧調書不載E）

（芯白生絹墨書）□□祢（宿）小□（東）□
直高□

◎花鬘は聖武天皇御葬儀関係品で（《第一編**二八一・二八二**》）、本体から分離した緒が南倉帯緒類に整理されている。緒は、夾纈羅や綾を使用した装飾性の高い作りで、その芯地として入れた生絹に銘文がある。銘文は国郡司名割書の一部と見られるが、表裂の隙間から一部をうかがうのみで、裂地との関係情報は不明。印は見えず。『正倉院年報』第二号年次報告参照。

追加四九　赤絁　碧絁赤絁合縫　（函装二〇）　（中倉二〇二　八六号櫃）

天平六年十月

◎**九三**の赤絁銘文の近くに重なる別の赤絁断片。同じ製品に使用されていた確証が得られず、独立させた。裂地の詳しい情報は不明。印見えず。原著図版168では、**九三**の赤絁の下に**追加四九**が見えている。

追加五〇　緑絁紅絁袷覆残欠　第六号其二　（南倉一四五ノ六）

（赤絁紐墨書）天平□〔十二〕□年十月

◎緑絁・紅絁を継いで表裏に縫い合わせた大型の覆状の製品（**追加三五**参照）の紐。赤絁の銘が残る。付け根側が絁の天辺で織り耳。地辺は破損。幅五四・五㎝存。絁の端、印は確認できない。

一〇九　茶絁断片　（軸装九三）

□□〔主當〕郡司擬主帳无位當麻由万呂

天平勝寶□〔七カ〕歳十月

◎不整なL字形の絁片。褐色を帯びているが染色については不明。地辺は織り耳で、幅の下方二七・二㎝存。文字の左側が破断面にかかり、こちらが絁の端。

一一〇　緋絁断片　（南倉一四八ノ四二其一ノ三）　（函装六ノ一）

天平十七年十月

◎緋絁二幅を継いだ製品の断片。このうち一幅の端、天地のほぼ中央に銘文がある。両耳を存し、幅約五六㎝。銘文の左が絁の端。印は不明。

一一一　緋絁断片　（南倉一四八ノ四一其三ノ一）　（函装六ノ六）

天平勝寶八歳十月

（別筆）「長四丈六尺五寸」「長四丈六尺四寸」

◎緋絁一幅の裂地。現状の両端に別筆で記された寸法は現存長（長さ一三四六㎝）に近く、一部使用した余りが素材として残されたものか。両耳を存し幅五五㎝。天地のほぼ中央に銘文があり、その右が絁の端。年月全体にかけて朱方印「□□國印」一顆（僅かに左に偏心）。

【一一二　白絁幞残欠　第一一号　↓　**参河国**に移す】

【一一三　白絁断片（軸装二一七）　↓　**讃岐国**に移す】

一一四　道場幡頭縁心生絹　（南倉一八五第一二八号櫃道場幡一一号）

天平勝寶八歳十月

◎聖武天皇御一周忌所用の錦道場幡の幡頭縁飾り芯裂に使用された生絹。断片化して裂地の詳しい情報は不明。

一一三　布心断片　付着絁　（中倉二〇二第八五号櫃）　（函装五五ノ四）

（上方欠失）主當國司従八位下行目生江臣虫名

◎几褥と見られる製品の布芯とともに残存した絁。褥表の下地として使用した絁を裏に折り返した縁の部分に銘文が残る。絁の織り幅五四㎝を褥の短辺に使用、両耳を存する。絁自体の破損が進み、銘文は下寄りの一部しか見えない。銘文の左に絁本来の端が来るが、現状の端はそれより内側で、郡司名と想定される割書左行を切断。印は確認できず。名称と函装の枝番号を訂正し、釈文を追補した。

追加五一　浅緑絁断片　（軸装二一七）

天平勝寶四年十月

（別筆）「初四隻検之正米思外聖大岐御徳潤」

◎浅緑絁を長方形に裁ち、裏として使用か。天辺僅かに切断、地辺は織り耳。幅五二㎝存。天地のほぼ中央に銘文。銘文の左が絁の端で、アキは約三・三㎝と広い。年月全体にかけて朱方印の印影（国印一顆）あるが判読できない。別筆《**未収**》は斜めに大書されるが、墨の残り悪く難読。文意はとりにくく、仮名として用いる文字もあるか。

追加五二　茶絁断片　（帖装六九九）

□六丈
□闊一尺九寸　專當國司目□
郡司擬□

◎茶絁の断片。天地切断。幅約六・五㎝存。左右は破断して絁の端は不明。印は不明。

追加五三　白絁断片　（軸装二一八）

（墨書なし）

◎白絁の断片。天辺僅かに切断、地辺は織り耳で幅五二㎝存。天地のほぼ中央に朱方印の印影「□□國印」一顆あり。

四　まとめ

まず、全容を一覧するため、表形式で提示しておきたい（附表）。この表における排列順は、松嶋氏原著の方針に従い国名を第一優先項目とした。このため原著第三編の番号を基本としながらも、新たに国名がわかった品目の繰り上げ、追加分の繰り入れを含めた本補訂版の並び順を採用した。ただし本補訂版は、麻布の銘文と、絁ほかの銘文を前後に分割収載したが、これは編集の都合による措置なので、国名順の原則に戻って両編を再度併合し、原著と直接対比できるようにした。このため、**前編**で麻布に与えた**追加一**～**追加三四**と、**後編**で絁に与えた**追加三五**～**追加五三**の番号が、一系列にまとめた表の中では前後錯雑している。

いちいち個別の箇所を取りあげることはしないが、全体（二一〇例）を見渡すと、補訂の対象は国郡郷のすべてのレベル全体に及んでいる。新出例としては、布の上総国畔蒜郡三衆郷（**追加一二**）、絁の参河国寶飫郡赤孫郷（**一一二（2）**）がある。後者は、原著では国名未詳、毎日新聞社『正倉院宝物』8南倉Ⅱでは美濃国の事例（三点一括）とされたが、今回はすべて参河に移した。一増に伴って美濃の項は消滅、一減となった。また、原著からの増加例としては越前・但馬・因幡がある。表および本文各項を参照されたい。

後編で取り上げた品目の大半を占める絁は、製品化と経年による劣化の双方の影響をうけ、結果として麻布の何倍ものダメージを受け、断片化したものも多い。原状をとどめる品についても、保全のため現物確認を見送った場合がある。いっぽうで、そこに書かれた文字から、**前編**で通覧した布を遙かにこえる書記適性を具えていることがわかる。同じ繊維製品の税目といっても、麻布とは異なる感覚が見受けられる。**前編**「二　若干の考察」に収載した、製織の際の首尾・表裏の意識。文字を書く際の、また国印を捺すときの、各局面での意識（例えば端から銘文までのアキの取り方）。それらにどのような差があり、それがどんな結果をもたらすのか。こういった観点は、絁の場合にもあらためて検討が必要であるが、すべて今後の課題としたい。

次に、全体像が見えた段階で、総合表の表示形式からはうかがいにくい布・絁の年代についてまとめておこう。

（一）銘文から直接年代を知り得るもの（表の年月日欄で◎を付した）は、全体の半分をこえる一二二例（表の一行を一列とした）。仮の時期区分で内訳を示す。

1　和銅七年（七一四）……　一例（絁）

2　天平年間　……　三八例

　a郷里制廃止以前…一二例（絁四例、布八例）

　b郷里制廃止以後…二六例（絁一〇例、布一六例）

3　天平感宝・天平勝宝年間……　六六例（絁一一例、布五一例、綿四例）

4　天平宝字、天平神護年間（「天平…」「…神護…」例を含む）

　……　一一例（絁一例、布一〇例）

5　宝亀八年（七七七）……　二例（布）

6　天応元年（七八一）、延暦九年（七九〇）……　二例（布）

7　天長五年（八二八）……　三例（布）

（二）もとは同じ裂から製作されたものが現状では分離していると推定される場合や、関係国郡司の署名で共通する人名が見えることなどを手がかりに、年月が既知の品と同じもしくは近い時期を推定できる場合がある。これを表では「某年某月類集」としてまとめた。これによって、右記の2a期に一例、2b期に五例（絁三例、布二例）、3期に一一例（絁一例、布八例、綿二例）が追加される。

（三）律令制の地方行政組織は、大宝令の戸令に規定する五〇戸一里の里制から郷里制をへて、天平十二年には国郡郷制に移行している。調庸銘でいえば、里制下に属するのは、和銅年間の一例のみであり、ほかは郷里制下の2a期と、2b期以降の郷制の事例に二分される。調庸輸貢者が「某国某郡某郷某里戸主某」と本貫姓名を記せば天平十一年以前、「国郡郷」だけですぐ戸主姓名を記せば天平十二年以降という指標となる。事例としては後者の比率が圧倒的に高い。

（四）正倉院に伝わる布・絁は、地方から輸納された一次製品そのものではなく、それを素材に二次製品に加工された形で伝来したものが多い。用途を例示すれば、衣服、幡・天蓋、帯、袋・裏・帳などがある。その中で、用途や由緒が明らかであり、時期を確定できる出来事の名を挙げれば、大仏開眼会（天平勝宝四年四月）、東大寺仁王会（同五年三月）、聖武天皇大葬儀（同八歳五月）、聖武天皇七七忌献物（同年六月）、聖武天皇御一周忌（天平勝宝九歳五月）となる。

これら使用時期の明確な品であり、かつ素材となった調庸の年代が明記されている場合、ある行事の関係品は、いつ頃から準備・作成されたか、要した時間が割り出されてくる。一方、調庸の年代自身は不明でも年代の下限が判明し、郷制下のものであれば、（三）でみたように天平十二年を上限として絞り込める。（三）（四）によって、2b期から3期に属することが明らかになった例は、計二二例（絁九例、布一三例）、2b期以降であることだけが明らかな例（郷制下の事例）は一七例にのぼる。

（五）ここまでの検討結果を振り返ると、全二一〇例のうち、年代の手がかりのない三〇例を除くと、大多数は、天平勝宝年間に集中する。いっぽうで、年代分布の両端に属する事例も重要である。例えば、2a期のなかでも、天平前期の調庸は、素材として東大寺（その前身を含めて）にもたらされたのか、それとも製品化されたものが入ったのか。また、前述の4期以降に属する品については、その伝来の契機を（四）にあげた行事以外に求める必要がある。東大寺の諸堂塔や塔頭からの流入や、遡れば東大寺封戸由来といった径路を想定することもできる（**前編**注2拙稿参照）。個別の検討をさらに深め、日唐の制度とその背景の比較を含めて、調庸銘の機能・特質をふたたび展望することが必要であろう。

【付記】釈文の検討には飯田剛彦・佐々田悠・三野拓也の各氏が参加し、有益な助言を数多く得た。なお**前編**に収載した「**四七**　屏風下張布」の注記に「原著図版134。」を脱しているので補っていただきたい。

（すぎもと　かずき　宝物調査員・前正倉院事務所長）

	No.	『銘文集成』名称（図版No.）	国名	郡郷里以下	品目	国郡司	年月日
後編	98	茶絁断片（172）	讃岐	鵜〔足〕郡小川郷	調絁壹匹		天平12年以降（郷制）
後編	99	白絁（173）	讃岐	鵜足郡川津郷	調絁壹匹		◎天平18年10月
後編	100	酔胡従面袋白絁裏（174）	讃岐	鵜足郡二村郷	調絁壹匹	専当国司従七位下行目高志連倭麻呂	◎天平勝宝４年10月
後編	101	白絁（山水図刺繍褥残欠裏）	讃岐	香河郡…			
後編	113	白絁断片	讃岐		…〔絁〕壹匹		
後編	追加43	白絁帳 ３号其１	讃岐				
後編	追加44	白絁幞 10号	讃岐				
後編	102	白絁断片（175）	伊予	越智郡石井郷	調絁		◎天平18年９月
後編	追加45	白絁	伊予				
後編	103	緑絁（灌頂幡心裂）（176）	土佐	吾川郡桑原郷	調絁壹匹	主当国司史生大初位上田辺史租父 郡司擬少領无位秦勝国方	◎天平勝宝７歳10月
後編	105	羊木臈纈屏風	未詳				◎天平勝宝３年10月
後編	106	橡地臈纈絁袍	未詳	…□加美里	調絁一匹		…10月（郷里制廃止以前）
後編	追加46	雑楽赤地錦半臂残欠 ５号	未詳				◎（天平）18年10月
後編	107	夾纈絁 林邑楽用物	未詳			…正六位下県犬養宿祢子老 …无位大私部豊…	
後編	108	夾纈絁 林邑楽用物	未詳			…掾正六位下縣…子老 …大領外正八位上神人…	
後編	追加47	黄絹帯 其３	未詳			…掾正六位下土師宿祢犬養 …主帳外正八位下川内君忍男	土師宿祢犬養は天平勝宝９歳正月正六位上から昇叙
後編	追加48	花鬘緒	未詳			…祢小□〔東〕… …直高…	天平勝宝８歳聖武大葬以前
後編	追加49	赤絁（168）	未詳				◎天平６年10月
後編	追加50	緑絁紅絁袷覆残欠 ６号其２	未詳				◎天平〔11〕年10月
後編	109	茶絁断片	未詳			〔主当〕郡司擬主帳无位当麻由万呂…	◎天平勝宝〔７ヵ〕歳10月
後編	110	緋絁断片	未詳				◎天平17年10月
後編	111	緋絁断片	未詳				◎天平勝宝８歳10月
後編	114	道場幡頭縁心生絹	未詳				◎天平勝宝８歳10月
前編	118	揩布屏風袋残欠 64号-4	未詳				◎天平勝宝５年
前編	122	揩布屏風袋残欠 64号-附８	未詳		庸壹段	□当国司… 郡司□□…	天平勝宝８歳献納以前
前編	追加23	揩布屏風袋 19号	未詳	某郡賀茂郷			天平12年以降（郷制）～天平勝宝８歳献納以前
前編	追加24-1	揩布屏風袋 59号	未詳	某郡荒墓郷	一段		天平12年以降（郷制）
前編	追加24-2	揩布屏風袋 59号	未詳				◎天平勝宝４年10月
前編	追加25	東大寺山堺四至図	未詳				◎天平勝宝６年10月
前編	123-1	白布浄衣	未詳			…□〔田部連〕□麻呂 …□長	◎天平勝宝８歳10月
前編	123-2	白布浄衣	未詳				◎天平勝宝８歳…
前編	124	金剛桙取布衫	未詳				◎天平19年11月
前編	125	太孤児布衫 44号	未詳				◎天平14年10月
前編	追加26	庇持布衫 54号	未詳				天平勝宝４年開眼会以前
前編	追加27	紅布衫 ４号	未詳				◎天平13年10月
前編	126	白布袴 11号	未詳		…布壹端	主当郡司…里人 国司史生正八…連〔上ヵ〕嶋	◎天平勝宝…10月
前編	128	早袖	未詳				◎天平勝宝８歳10月
前編	129	緋絁帯心布 丸形	未詳			…国司守正六位上坂上伊美吉老人 郡司擬少領丸子部大麻呂	
前編	130	緑絁紐心布	未詳		調布壹端		
前編	追加28	布幞 衣46号	未詳				
後編	133	布心断片 付着絁	未詳			主当国司従八位下行目生江臣虫名…	
前編	135	紅布	未詳		調布壹端		
前編	136	白布 ６号其５	未詳				◎天平勝宝□年10月
前編	137	白布 28号其１	未詳				◎天平勝宝元年10月
前編	138	白布 44号其４	未詳				◎天平勝宝６年10月
前編	140	白布	未詳		曝布一端	… 郡司□〔領〕…	◎…神護…
前編	141	白布	未詳	…羽里	庸布壹段		◎天平３年10月
前編	142	白布断片	未詳			…位上中臣殖栗連東人 …下勲十二等生部安万呂	◎天平勝…
前編	143	布断片	未詳		…調壹端		◎…亀元年10月
前編	追加29	白布 ８号	未詳				◎天平□年
前編	追加30	白布 ４号其２	未詳				◎天平神護元年10月
前編	追加31	白布 14号（雑45）其１	未詳	足立郡余戸郷ヵ			天平12年以降（郷制）カ
前編	追加32	麁布 18号（雑49）	未詳	中村郷／和戸郷			天平12年以降（郷制）カ
前編	追加33	白布	未詳				◎天平勝宝８歳10月
前編	追加34	白布断片	未詳				◎〔天平〕勝宝７歳10月
後編	追加51	浅緑絁断片	未詳				◎天平勝宝４年10月
後編	追加52	茶絁断片	未詳			専当国司目… 郡司擬…	
後編	追加53	白絁断片	未詳				

（附表例言）輸貢者の記載は国郡郷里までに止めた。釈文に関わる表示は、通常の翻刻の方式にとらわれず、字数不明の文字を示すいわゆる長ハコは三点リーダーで置き換えた。また字数の判明する文字のハコはそのままとしたが、キッコー括弧の校訂注は本文に繰り込んでいる。いずれも銘文から取意して掲出したもので、詳しくは本編を併看されたい。

附表　調庸関係銘文総覧（続き）

	No.	『銘文集成』名称（図版No.）	国名	郡郷里以下	品目	国郡司	年月日
前編	120	揩布屏風袋残欠 64号-18	越後				◎天平勝宝…10月 ～天平勝宝５年３月仁王会以前
前編	64	白布 12号（148）	佐渡	雑太郡石田郷 曽祢里	調布壹端		◎天平11年11月15日
前編	65	布袴 11号（149）	佐渡	賀茂郡殖栗郷	調布壹端	専当国司守従六位上…虫養 郡司擬大領外従八位下…全人	◎天応元年６月15日
前編	追加21	白地錦几褥 12号	佐渡				
後編	66	紙箋（150）	越中	射水郡川口郷	戸調白牒綿一屯		◎天平勝宝６年10月21日
後編	67	紙箋（151）	越中	射水郡布西郷	戸調白綿壹牒		◎天平勝宝６年…
後編	68	紙箋（152）	越中	射水郡寒江郷	戸牒		◎天平勝宝４年10月18日
後編	69	紙箋断片（153）	越中	射水郡三嶋郷			天平勝宝６年（類集）
後編	70	紙箋断片	越中	射水郡〔布ヵ〕…			天平勝宝６年（類集）
後編	71	紙箋断片（154）	越中		戸輸調白…		◎…10月18日 天平勝宝６年（類集）
後編	72	林邑楽用物心絁	越中	鳳至郡大屋郷	調狭絁壹疋	主当国司正七位上行掾阿倍朝臣継人 主当郡司大領外正八位下能登臣智麻呂	◎天平勝宝５年10月
後編	追加36	半臂残欠臈纈襴	越前	足羽郡川合郷	絁壹匹		◎天平15年…
後編	73	白絁金青袋（155）	甲斐	山梨郡可美里	〔調ヵ〕絁一匹		◎和銅７年10月
後編	74	太孤児面袋白絁裏（156）	甲斐	巨麻郡青猪郷	調絁壹匹	… …正八位…連恵文	天平12年以降（郷制）～天平勝宝４年開眼会
後編	追加37	幡類残欠 129号櫃163号	甲斐				天平勝宝９歳御一周忌以前
前編	75	布袋（157）	信濃	伊那郡小村郷	交易布一段		◎天平18年10月
前編	76	白布 10号（雑41）（158）	信濃	筑摩郡山家郷	調幷庸壹端	主当国医師大初位上城上連柑足 郡司大領外正七位上他田舎人国麻呂	◎天平勝宝４年10月
前編	77	布袴 ８号（159）	信濃	安曇郡前科郷	調布壹端	主当国司史生正八位上中臣殖栗連梶取 郡司主帳従七位上安曇部百嶋	◎天平宝字８年10月
前編	78	布袋 １号（160）	信濃	水内郡（大田郷ヵ）			◎天平勝宝２年10月
前編	79	布袋 衣48号（161）	信濃	小県郡			◎天平13年10月
前編	80	紐心麻布（162）	信濃	小県郡海野郷	調…		天平12年以降（郷制）
前編	81	布袴 ４号	信濃				◎天平宝字８年10月
前編	82	布袴 ９号	信濃				◎天平宝字８年10月
前編	83	白布褥心 ３帖の内其３	信濃				◎天平11年10月
前編	134	白絁縁布断片 衣56号	信濃	安曇郡前科郷			天平12年以降（郷制）
後編	84	緋絁帳緋絁紐（163）	伊豆	田方郡依馬郷	調緋狭絁壹匹	主当国司史生正八位下道祖戸酒人 郡司主帳外従八位下矢作部上麻呂	◎天平勝宝７歳10月
前編	85	麁布 54号（雑97）	伊豆	田雑（方ヵ）郡			◎天平宝字４年10月
前編	86	緋絁帯心布（164）	伊豆	那賀郡那珂郷 （和志郷）	調堅魚代商布壹段		天平12年以降（郷制）
前編	追加22	櫃覆町形帯	伊豆				◎（天平）勝宝７歳10月
前編	87	白布袍残欠 布袍51号	駿河	富士郡久賦郷	〔調布壹端〕		天平12年以降（郷制）
後編	88	黄絁（165）	遠江	敷智郡竹田郷	調黄絁		◎天平15年10月
後編	89	白絁断片	遠江	山名…			
後編	90	臈纈絁	遠江	（城）飼郡狭 （束郷）			天平勝宝９歳御一周忌以前
後編	112-1	白絁幞残欠 11号	参河	…〔八ヵ〕田郷	調絁壹匹	主当国司目従七位下葛井連立足 郡司少領外従七位下…	◎天平14年９月20日
後編	112-2	白絁幞残欠 11号	参河	宝飫郡赤孫郷	調絁壹匹	主当国司〔目ヵ〕従七位下葛井連… 郡司少領外従七位下…	◎天平14年９月20日
後編	112-3	白絁幞残欠 11号	参河	某郷	調絁壹匹	主当国司目従七位上六人部連倉人 郡司少領従八位下依網連□主	◎天平16年９月20日
後編	91	黄綾断片（166）	近江	蒲生郡東生郷	調小宝花綾壹匹		天平12年以降（郷制）
後編	92	橡絁残欠（167）	紀伊	名草郡某郷	調橡絁壹匹	主当郡司擬少領少初位上榎本連千嶋 主当国司掾正六位上安宿戸造人足	◎天平勝宝８歳10月
後編	93	赤絁（168）	丹後	竹野郡鳥取郷 深田里	調〔染〕絁壹匹		◎天平11年10月
後編	104	緑地臈纈絁断片	但馬			…専当国司史生…	◎天平20年10月
後編	追加38	方形天蓋残欠 16号	但馬			…巨勢朝臣古麻呂	天平20年10月（類集）
後編	追加39	天蓋残欠	但馬		…壱匹		天平20年10月（類集）
後編	追加40	緑地臈纈絁断片	但馬	…郷			天平20年10月（類集）
後編	追加41	大幡残欠 ６号	但馬			…〔位〕下高麗朝臣…	天平勝宝９歳御一周忌以前
後編	94-1	緋絁櫃覆町形帯	播磨	飾磨郡巨智郷	調緋染狭絁…		天平12年以降（郷制）～天平勝宝８歳聖武大葬
後編	94-2	緋絁櫃覆町形帯	播磨			…司介従五位上県犬養宿… …司外従八位上大領播〔磨〕…	天平勝宝８歳聖武大葬以前
後編	94-3	緋絁櫃覆町形帯	播磨			国司介従五位上県犬養宿祢古万… 郡司大領外従八位上播磨直広…	天平勝宝８歳聖武大葬以前
後編	94-4	緋絁櫃覆町形帯	播磨		緋染狭調絁壹匹		天平勝宝８歳聖武大葬以前
後編	追加42	紫皮裁文珠玉飾刺繍羅帯残欠	因幡		調白絁		
後編	95	白絁断片（169）	伯耆	会見郡安曇郷	調狭絁壹匹		天平12年以降（郷制）
後編	96	黄絁白絁袷覆（170）	阿波	麻殖郡川嶋郷 少椿里	調黄絁壹匹		◎天平４年10月
後編	97	緑絁断片（171）	讃岐	三木郡池辺郷			

	No.	『銘文集成』名称（図版No.）	国名	郡郷里以下	品目	国郡司	年月日
前編	39	黄布　2帖の内其2　(129)	上総	周准郡藤部郷	貲布調壹端	国司大掾正六位上石川朝臣虫万呂 専当郡司擬少領外従八位上勲□等日下部連虫麿	◎天平…月
前編	40	紅赤布帳残欠　5帖の内其5	上総	周准郡大田郷	…調壹端	専当国司… …	天平勝宝2年10月（類集）
前編	41	紅赤布帳残欠　5帖の内其1　(130)	上総	周准郡ヵ	貲〔調〕	専当国司少掾正六位上上村主国嶋 …	◎天平勝宝2年10月
前編	42	紅赤布帳残欠　5帖の内其2　(131)	上総	市原郡	貲調壹端	専当国司少掾正六位上上寸主国嶋 郡司主帳外従七位下丈部果安	◎天平勝宝2年10月
前編	追加10	紅赤布帳残欠　5帖の内其3	上総ヵ				◎天平勝宝…月（2年10月類集）
前編	43	布袋　15号	上総	長狭郡ヵ			
前編	44	布衣服残欠	上総	武射郡長倉郷			天平12年以降（郷制）
前編	45	白布　29号其1　(132)	上総	天羽郡三宅郷	庸布一段	専当国司少目少初位下勲七等茨田連継足 郡司擬少領外少初位下勲八等丈部石万呂	◎天長5年10月
前編	46	白布　30号　(133)	上総	天羽郡宇部郷	庸布一段	専当国司少目少初位下勲七等茨田連継足 郡司擬少領外少初位下勲八等丈部石万呂	◎天長5年10月
前編	47	屏風下張布　(134)	上総		勅旨交易布壹段		天平勝宝8歳献納以前
前編	追加11	布帯残欠　附木牌	上総				
前編	追加12	白布	上総	畔蒜郡三衆郷			◎天平6年…
前編	追加13	白布　29号其2	上総				
前編	追加14	白布　28帖の内25号	上総				
前編	34	布袍　38号　(124)	安房	平群郡大里郷			天平12年以降(郷制)～上総併合
前編	48	白布　29号（雑60）(135)	安房	平群郡白〔浜ヵ〕郷清岑里	細布壹端		◎天平9年…
前編	49	白布　(136)	武蔵	橘樹郡橘樹郷	調庸布壹端	主当国司史生正八位下秦伊美吉男〔立カ〕 郡司領外従七位下刑部直名虫	◎天平勝宝8歳11月
前編	50	白布　40号其2　(137)	武蔵	横見郡御坂郷	庸布壹端	□□□司史生従八位下佐味朝臣比奈麻呂 郡司□□外…部…〔持〕	天平12年以降（郷制）～天平勝宝8歳献納以前、国司名により天平勝宝5年に類集
前編	119	揩布屏風袋残欠　64号-17	武蔵	横見郡御坂郷	庸壹端	主当国司史生従八位下佐味朝臣比奈麻呂 郡司領外正八位下丈部直□□	天平12年以降（郷制）～天平勝宝8歳献納以前、国司名により天平勝宝5年に類集
前編	51	揩布屏風袋　60号	武蔵	横見郡…	庸布壹段	主当国司史生従八位下佐味朝臣比奈… 郡司領外正八位下丈部直此持	天平12年以降（郷制）～天平勝宝8歳献納以前、国司名により天平勝宝5年に類集
前編	52	揩布屏風袋　55号　(138)	武蔵	横見郡御坂郷ヵ	庸布壹段	主当国司史生従八位下佐味朝臣比奈麻呂 郡司少領外正八位下勲十二等杖部直…	天平12年以降（郷制）～天平勝宝8歳献納以前、国司名により天平勝宝5年に類集
後編	53	赤絁断片　(139)	武蔵	埼玉郡笠原郷	調絁壹□		天平12年以降（郷制）
前編	54	白布　13号　(140)	武蔵	男衾郡鴈倉郷笠原里	調布一端		◎天平6年11月
前編	55	揩布屏風袋　11号　(141)	武蔵	加美郡武川郷	庸布一段	主当国司史生従八位下佐味朝臣比奈麻呂 郡司少領外従八位上宍人直石前	◎天平勝宝5年11月
前編	115	揩布屏風袋　19号	武蔵		庸布壹段	主当国司史…麻呂 郡司主帳外従七位下…麻呂	◎天平勝宝5年10月
前編	117	揩布屏風袋　61号	武蔵	…郡家郷	庸布…	〔主〕当国司□史生…〔佐味〕朝臣〔比奈麻呂〕 郡司大領…	◎天平勝宝5年10月
前編	追加15	白布　35号其9	武蔵	足立郡…	調庸布幷壹端		
前編	56	屏風下張布　55号　(142)	武蔵		民部省交易布一段		天平勝宝8歳献納以前
前編	追加16	屏風下張布　55号	武蔵				天平勝宝8歳献納以前
前編	144-1	布断片	武蔵				◎天平勝宝7歳10月
前編	144-2	布断片	未詳				◎天平勝宝8歳10月
後編	追加35	緑絁紅絁袷覆残欠　6号其2	武蔵			〔国司〕史生従八位〔下佐味〕朝臣〔比〕奈麻呂 ……	国司名により天平勝宝5年に類集
前編	57	白布　36号　(143)	相模	余綾郡大屋郷大磯里	調幷庸布壹端		◎天平10年9月
前編	58	白布　24号　(144)	相模	鎌倉郡沼浜郷	調布壹端	〔郡〕司〔少〕領外従八位上他田臣国足 □当国司史生従八位上坂合部連糠麻呂	天平勝宝元年10月（類集）
前編	59	白布　34号　(145)	相模	鎌倉郡方瀬郷	調幷庸布壹端	…〔坂合部〕連糠麻呂 …〔郡司少〕領外従八位上他田臣国足	天平勝宝元年10月（類集）
前編	60	白布　8号（雑39）(146)	相模	鎌倉郡方瀬郷	調幷庸布壹端	主当国司史生従八位上坂合部連糠麻呂 郡司少領外従八位上他田臣国足	◎天平勝宝元年10月
前編	61	白布　23号（雑54）	相模	鎌倉郡方瀬郷	…庸布壹端	主当国司史生従八位上坂合部連〔糠麻呂〕 郡司少領外従八位上他田臣国足	◎天平勝宝□年10月
前編	62-1	揩布屏風袋　52号	相模				天平勝宝8歳献納以前
前編	62-2	揩布屏風袋　52号	相模	某郡某郷	庸布壹段	主当…位下己智舩長 …嶋	◎天平勝宝4年10月
前編	62-3	揩布屏風袋　52号	相模		庸布壹段	主当郡司擬少領无位□□〔部〕□長 国司史生従八位上…	天平勝宝8歳献納以前
前編	116	揩布屏風袋残欠　47号-5	相模		庸布壹段	主当国司…六位…舩長 …八位下…嶋	◎天平勝宝5年10月
前編	追加17	芫花袋　4号	相模				◎天平18年10月
前編	追加18	白布　11号（雑42）	相模				◎天平勝宝…
前編	追加19	白布　14号其1	相模	某郡某郷某里	調細布幷壹端		◎天平10年10月
前編	63	揩布屏風袋断片　64号-10　(147)	越後	久疋郡夷守郷	庸布壹段		◎天平勝… ～天平勝宝5年3月仁王会以前
前編	追加20	揩布屏風袋　1号	越後				◎天平勝宝2年10月

（一一〇）

附表　調庸関係銘文総覧

	No.	『銘文集成』名称（図版No.）	国名	郡郷里以下	品目	国郡司	年月日
後編	1	黄絁袷幡鎮袋（95）	常陸	筑波郡筑波郷	黄絁壹端	〔専ヵ〕当国司□正七位上林連広山 郡司副擬□領大初位上丈部直佐弥万呂	◎天平宝字２年10月
後編	2-1	緋絁断片	常陸	筑波郡			
後編	2-2	緋絁断片	未詳				
前編	3	白布 27号其１（96）	常陸	筑波郡栗原郷	調曝布壹端	専当国司介従五位上佐伯宿祢美濃麻呂 郡司擬主帳无位中臣部広敷	◎天平宝字７年10月
前編	4	屏風下張布（97）	常陸	（筑波郡？） 栗原郷			天平12年以降（郷制）～天平勝宝８歳献納以前
前編	5	鍾乳床裏（98）	常陸	信太郡大野郷	調壹端	専当国司正八位上志貴上連秋嶋 郡司擬主政无位物部大川	◎天平勝宝４年10月１日
前編	6	屏風下張布（99）	常陸	信太郡嶋〔津〕郷	常陸国交易		◎天平勝宝５年
前編	7	馬鞍腹帯（100）	常陸	茨城郡大幡郷	調壹端	専当国司史生正八位上志貴連秋嶋 郡司擬主帳従八位下□茨城□〔家依〕	◎天平勝宝４年10月
前編	8	臈蜜袋 ２号（101）	常陸	行方郡逢鹿郷	調布壹端	専当国司史生正八位上高志史広道 郡司大領外正八位下壬生直足人	◎天平勝宝５年10月
前編	9	布袋 14号	常陸	行方郡逢鹿郷	調布壹端	専当国司史生正八位上高志史広道 郡司大領外正八位下壬生直足人	◎天平勝宝５年10月
前編	10	布幞 衣45号（102）	常陸	行方郡高家郷	白曝調布壹端	専当国医… 郡司擬少領…	天平12年以降（郷制）
前編	11	白布 18号（103）	常陸	行方郡行方郷	調布壹端	… 郡司主帳外大初位上他田舎人部〔高麿カ〕	天平12年以降（郷制）
前編	12	白布	常陸	（行方郡）		〔郡司大〕領外正八下壬生直足人	◎天平勝宝５年10月
前編	13	人参袋 ４号（104）	常陸	鹿島郡高家郷	調曝布壹端	専当国司史生正八位上志貴連秋嶋 郡司擬少領无位中臣鹿嶋連浪足	◎天平勝宝４年10月
前編	14	白布 30号（雑61）（105）	常陸	那賀郡吉田郷	調布壹端		◎天平勝宝４年10月
前編	15	白布 ９号其１（106）	常陸	那賀郡高安郷	調曝布壹端	専当国司大掾正六位上池原君豊石 郡司擬少領大初位下宇治部大成	◎天平宝字元年10月
前編	16	白布 10号（107）	常陸	那賀郡荒墓郷	調布壹端		◎天平15年10月
前編	17	白布 45号（108）	常陸	那賀郡荒墓郷	調布壹端		
前編	139	白布 51号					◎天平15年10月
前編	18	白布 40号其１（109）	常陸	久慈郡（住浮浪人下野国河内郡白髪郷）	調布壹端	専当国司史生正八位上… 郡司擬大領外従七位下…	天平12年以降（郷制）
前編	19	太孤児面袋（110）	常陸	多珂郡棚藻駅	調曝壹端	専当国司史生正八位上志貴連秋嶋 郡司擬少領无位君子部臣足	◎天平勝宝４年
前編	131	紫綾几褥心布	常陸		調壹端		◎天平16年10月
前編	132	両口布袋 22号	常陸				
前編	121	揩布屏風袋残欠 64号-21	常陸				◎天平勝宝５年11月
前編	追加１	人参袋 ２号	常陸		〔調〕布壹端		◎天平勝宝４年10月
前編	追加２	屏風下張布 11号	常陸				天平勝宝８歳献納以前
前編	20	白布 21号（111）	下野	那須郡熊田郷	調布一端		◎天平13年10月
前編	21	白布（112）	下野	那須郡熊田郷	調布一端		◎天平13年10月
前編	追加３	白布	下野				天平13年10月（類集）
前編	22-1	揩布屏風袋 ３号（113）	上野	碓氷郡飽馬郷	庸布壹段		天平12年以降（郷制）～天平勝宝５年３月仁王会以前
前編	22-2	揩布屏風袋 ３号（114）	上野	多胡郡山部郷	庸布壹段		天平12年以降（郷制）～天平勝宝５年３月仁王会以前
前編	追加４	揩布屏風袋 ３号	上野				◎天平感宝〔元年〕
前編	23	白布 11号（115）	上野	群馬郡利□郷	調布壹端		◎天平13年10月
前編	24	白布 ４号其１（116）	上野	緑野郡小野郷	調布壹端		天平12年以降（郷制）
前編	25	白布（117）	上野	群馬郡嶋名郷	調布壹端		◎天平18年10月
前編	26	揩布屏風袋 ２号（118）	上野	佐位郡佐位郷	庸布壹段	主当国司介正六位上勲十二等茂… 郡司大領代椋前部君賀味麻呂	◎天平感宝元年８月
後編	27	黄絁 緋絁黄絁合縫（119）	上野	新田郡淡甘郷	調黄壹匹	主当国司正六位上行介阿倍朝臣息道 郡司擬少領无位他田部君足人	◎天平勝宝４年10月
前編	28	布袋 15号	上野	那波郡割戸…		〔主当〕…	◎天平14年10月
前編	29	屏風心布	上野				◎天平勝宝３年10月
前編	追加５	屏風麻布心 大 65枚の内	上野		…布壹段		◎天平勝宝５年10月
前編	127	布襪 深形其５	上野				◎天平勝宝４年10月
前編	追加６	白布 28号（雑59）其１	上野				◎〔延〕暦９年…
前編	追加７	布天蓋 雑28号	上野				
前編	30	白布 23号（120）	下総	匝瑳郡磐室郷	調庸幷一端		◎天平13年10月
前編	31	白布 19号其１（121）	下総	匝瑳郡磐室郷	調庸幷一端		天平13年10月（類集）
前編	32	緋絁櫃綱布心	下総	匝瑳郡中村郷	…壹端		天平12年以降（郷制）
前編	33-1	両口布袋 ７号（122）	下総	相馬郡大井郷	調幷庸布壹端		◎天平17年10月
前編	33-2	両口布袋 ７号（123）	下総	相馬郡大井郷	調幷庸布壹端		天平12年以降（郷制）
前編	追加８	師子布幞 24号	下総				
前編	追加９	白布 35号其１	下総				
前編	35	浅縹布 ２帖の内其２（125）	上総	朝夷郡満禄郷	調細布壹端	専当国司大掾正六〔位〕上〔石〕□朝臣□万呂 郡司大領外正□位上□□□□	◎天平勝宝８歳10(11)月
前編	36	胡粉絵浅縹布幕 ２帖の内其１（126）	上総	長狭郡酒井郷	調細布壹端		◎天平勝宝８歳10月
前編	37	白布 18帖の内其１（127）	上総	市原郡海部郷	庸壹段	専当国司少目外少初位勲七等茨田連継足 郡司大領外従七位位上勲七等谷直国主	◎天長５年11月
前編	38	白布９号（雑40）（128）	上総	周准郡額部郷（金光明寺封）	細布調壹端	専当国司大目正六位上勲八等簀秦恵師麻呂 郡司大領外従七位上日下部使主山主	◎宝亀８年10月

（二一一）